

令和8年度 会津美里町
地域おこし協力隊(会津本郷焼技術継承者)募集要項

会津美里町では、地域で脈々と受け継がれている伝統的産業、会津本郷焼の技術継承者として、「会津美里町地域おこし協力隊」を募集します。

会津本郷焼は、地域の風土、気候に根ざし、歴史を紡ぎながら独自の産業として受け継がれてきた「宝」であり、「地域住民の誇り」です。

しかし、現在、都市への人口流出、少子高齢化の流れの中、伝統的産業に携わる方々の高齢化、後継者不足が深刻な問題となっています。

そこで、地域に根ざしてきた伝統的産業の未来を担う「会津美里町地域おこし協力隊」を、次のとおり募集します。

1. 募集人数

地域おこし協力隊員(会津本郷焼技術継承者) 1名

※ただし、採用水準を満たす者のみの採用とし、満たさない場合は採用しない。

2. 活動内容

伝統的産業の後継者として、技の習得、PR等を行うとともに、伝統的産業を活用した地域づくり、地域貢献に取り組みます。

- (1) 隊員は、会津美里町の会計年度任用職員として採用し、産業振興課商工観光係に所属します。
- (2) 地域への貢献活動として、イベントへの参加や地域振興を行います。
- (3) 地域の窯元に師事をし、技術習得をめざします。
- (4) 地域の事業者と連携し、地域づくりを通して、地域に根差した会津本郷焼の後継者をめざします。
- (5) 隊員の経験やスキルを十分に発揮し、会津本郷焼の振興に寄与する隊員自らが提案する事業を行います。
- (6) 会津本郷焼に関する情報発信を行い地域内外へのPRを行います。

なお、活動の方向性については、隊員、会津本郷焼事業協同組合及び会津美里町が協議の上、決定します。

3. 募集条件

以下(1)～(8)のすべてに該当する方

- (1) 次のいずれかに該当する方

ア 現在、三大都市圏の地域又は地方都市(条件不利地域は除く)に住所を有する方

※3大都市圏とは、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、京

都府、大阪府、兵庫県及び奈良県の区域の全部

※条件不利地域とは、次の①～⑦のいずれかの対象地域・指定を有する市町村をいう

- ①過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法②山村振興法③離島振興法
- ④半島振興法⑤奄美群島振興開発特別措置法⑥小笠原諸島振興開発特別措置法
- ⑦沖縄振興特別措置法

イ 他の地方自治体において、地域おこし協力隊として、同一地域で2年以上活動し、かつ解嘱1年以内の方

ウ 他の地方自治体において、語学指導等を行う外国青年招致事業参加者として2年以上活動し、活動終了から1年以内の方

エ 海外に在留し市町村が備える住民基本台帳に登録されていない方

- (2) 採用が決定し委嘱された後は、会津美里町に住民登録して生活の拠点を移すことができる方
- (3) 心身共に健康で、地域住民や関連団体と積極的に関わり、意欲的に関係を築こうと努力できる方
- (4) 協力隊活動終了後、会津美里町で起業、就業して定住する意思のある方
- (5) 普通自動車運転免許を所持している方(オートマチック限定免許可)
- (6) 基本的なパソコン操作(ワード、エクセル、パワーポイント、メール等)ができる方
- (7) 陶芸に関する実務経験または学習歴がある方
- (8) 地方公務員法第16条の欠格条項に該当しない方

※以下①～④に該当しない方

①禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

②会津美里町職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

③人事委員会又は公正員会の委員の職であって、地方公務員法第5章に規定する罪を犯し刑に処せられた者

④日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

4. 雇用形態

地方公務員法第22条の2第1項第1号に規定する第1号会計年度任用職員

5. 活動地域及び勤務地

活動地域:主として会津美里町本郷地域

受入団体:会津本郷焼事業協同組合

〒969-6042 会津美里町字瀬戸町甲3162番地 電話0242-56-3007

勤務地(師事する窯元):

●^{とうがとうらく}陶雅陶楽

〒969-6042 会津美里町字瀬戸町甲3180 電話0242-56-5115

HP:<https://touga-touraku.com/>

現役隊員在籍数:0名

従事する作業内容:制作業務全般とそれに付随する業務(陶器)

※本募集の勤務地は、伝統的な焼物づくりの現場であり、現在も昔ながらの製法を守り続けている窯元です。焼物の製作工程では、土の湿度や温度管理が非常に重要であるため、作業場には冷房設備がありません。また、衛生設備についても現代的な整備が難しい環境にあるため、トイレは仮設トイレを利用いただきます。

また、冬季においては暖房費削減のため作業所にビニールカーテン等を設置し限られた空間で作業予定です。

現場には現在、窯元の方1名のみが常駐しており、他にスタッフや地域おこし協力隊の配属はありません。そのため、窯元とマンツーマンでの指導となります。

6. 勤務時間等

- (1) 勤務日数:週4日
- (2) 勤務時間:原則8時30分～17時15分(途中お昼休み1時間)
- (3) 休日:祝日・年末年始(休日等に出勤の場合は振替となります)
- (4) 休暇日:会津本郷焼事業協同組合及び会津美里町と協議の上、決定します。
- (5) その他:勤務日時、休暇等の詳細は、会津本郷焼事業協同組合及び会津美里町と協議の上、決定するものとします。

7. 雇用期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日

(最長で3年間継続可能とし、毎年度、面接により成果等を検証し、継続更新についての判断を行う)

8. 給与等

月額:180,000円(月末締、翌月21日※に支給)

※所定の活動時間を下回った場合は、その分を減額することがあります。

※支給月の21日が土日祝日となる場合は、その直前の営業日に支給となります。

期末手当:あり

9. 福利厚生

社会保険:加入

有給休暇及び特別休暇:あり

家賃助成:月額45,000円を上限に助成

引越助成:引越しに係る運送費等について100,000円を上限に助成

ただし、同居家族がいる場合、150,000円を上限に助成

敷金礼金助成:90,000円を上限に助成

自己研鑽費:年間100,000円を上限に助成

起業助成:協力隊3年目、任期終了1年目に起業する場合、起業に要する費用 1,500,000円を上限に助成

その他:活動に支障がない範囲で、個人事業の運営、副業なども可能。

10. 住居等

住居はご自身でご用意いただきます(物件探し等は相談に応じます)。

自家用車を用意していただくことをお勧めします。

(自家用車がない場合、本町の生活に大きな制限が生じる可能性があります)

11. 選考方法

(1) 1次選考(書類選考)

応募書類による審査を行います。

1次選考結果は文書で通知します。

(2) 2次選考(面接試験)

1次選考の合格者に対し会津美里町役場において面接試験を行います。

日時等の詳細は、1次選考結果通知の際にお知らせします。

(3) その他

応募に係る費用(書類郵送代、交通費、宿泊費等)は個人負担となります。

12. 応募手続き

(1) 応募方法

次の提出書類を下記応募先まで、郵送又は持参して下さい。

提出された応募書類は返却いたしません

①会津美里町地域おこし協力隊応募用紙(別紙様式)

②運転免許証の写し

③住民票抄本(本籍地記載不要)

④自身で作成した陶芸作品のポートフォリオ(作品を紹介する作品集のこと)

(2) 応募先

〒969-6292

福島県大沼郡会津美里町字新布才地1番地

会津美里町政策財政課移住定住促進係 宛

(3) 応募受付期間

令和7年9月1日(月)から令和7年11月14日(金)

13. その他注意事項

- (1) 住民票の異動は必ず採用日以降に行ってください。それ以前に住所を異動させると応募対象者でなくなり採用取り消しとなる場合があります。
- (2) 選考において、合格者がいなかった場合は、募集人数に係わらず、本募集期間において、「採用者なし」とすることがあります。また、その場合は、再度の募集を行う場合があります。予めご了承ください。